

和光市 長寿あんしんプラン（概要）

介護保険制度は、平成 12 年度より施行されましたが、制度創設後 20 年が経過し、高齢期の市民を支える制度として定着しています。しかしその一方で、団塊の世代が 75 歳になる 2025 年、さらには団塊ジュニア世代が高齢期を迎える 2040 年を見据えて、高齢者の自立支援と要介護者の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保しつつ、高齢者が住みなれた地域で長く住み続けることができるための地域包括ケアシステムの推進が必要となっています。このため、第 8 期計画では、①2025・2040 年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備、②地域共生社会の実現、③介護予防・健康づくりの推進、④保険者機能の強化、⑤地域包括ケアシステムの推進、⑥認知症施策の総合的な推進、⑦持続可能な制度の構築・介護現場の革新等を内容とする基本的な考え方が示されています。

和光市では、これまでも長期的な展望に立って様々な取組みを行ってきており、平成 24 年度からは全国に先駆けて定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の新しいサービスを提供・充実させています。今期計画では、和光市が取り組んできた 2040 年を見据えた基盤整備、介護予防・健康づくり施策の充実、地域包括ケアシステムの構築、さらには地域共生社会の実現等を図るための取組が、全保険者が取り組むべき課題として位置づけられています。和光市では、これまでの先進的取組みを基礎に介護保険を含む高齢者福祉、また地域福祉の理想の姿をさらに追求していきたいと考えています。

こうした観点から、さらに高齢者の地域での自立した生活を支援するため、和光市長寿あんしんプラン(第 8 期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画)を策定するものです。

I 計画策定にあたって

- 第 1 節 計画策定の背景
- 第 2 節 計画の課題
- 第 3 節 計画の理念・目標・基本方針
- 第 4 節 法令などの根拠
- 第 5 節 計画の策定に向けた取組
- 第 6 節 地域包括ケアシステムの計画連携
- 第 7 節 計画期間
- 第 8 節 和光市の先駆的・独自施策
- 第 9 節 計画の推進に向けて

計画の基本目標

『地域互助力の強化推進による
地域共生社会の実現』

II 高齢者、要介護認定者等の現状

- 第 1 節 高齢者の現状
- 第 2 節 要介護（要支援）認定者の現状
- 第 3 節 日常生活圏域ニーズ調査結果からみた現状

III 介護保険事業の現状

- 第 1 節 給付実績の推移
- 第 2 節 サービス基盤・資源

IV 介護保険事業計画の概要

- 第 1 節 人口及び被保険者数の推計
- 第 2 節 要介護（要支援）認定者数の推計
- 第 3 節 各見込量の推計

V 介護給付等対象サービスの計画

- 第 1 節 居宅サービス（介護給付）
- 第 2 節 地域密着型サービス
- 第 3 節 介護予防サービス
- 第 4 節 施設サービス
- 第 5 節 市町村特別給付事業の見込み

VI 地域支援事業の展開

- 第 1 節 地域支援事業の概要
- 第 2 節 地域支援事業の展開

VII 介護予防・重度化防止等の目標

- 第 1 節 介護予防、要介護状態等の軽減・悪化防止への取組目標
- 第 2 節 介護給付等に要する費用の適正化への取組目標

VIII 高齢者保健福祉事業・サービスの計画

- 第 1 節 介護保険法に基づく事業（保健福祉事業）
- 第 2 節 健康増進法に基づく成人保健サービス
- 第 3 節 介護保険関連福祉施策（独自施策）
- 第 4 節 成年後見制度の利用促進

IX 介護保険料の見込み

- 第 1 節 標準給付見込額の推計
- 第 2 節 第 1 号被保険者の保険料の推計

X 長寿あんしんプランのシステムデザイン

- 第 1 節 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 第 2 節 地域包括支援センターの事業運営方針
- 第 3 節 統合型地域包括支援センターの設置・運営
- 第 4 節 「予防」「共生」を柱とした認知症施策の推進
- 第 5 節 医療・介護連携の推進
- 第 6 節 地域互助力の強化推進による地域共生社会の実現
- 第 7 節 新しい自助・互助サービスの創出
- 第 8 節 研究機関等との連携による新たな介護・疾病予防
- 第 9 節 住まい確保の取組
- 第 10 節 グランドデザイン

グランドデザイン北エリア
北地域包括支援センター
北第 2 地域包括支援センター

グランドデザイン中央エリア
中央地域包括支援センター
中央第 2 地域包括支援センター



グランドデザイン南エリア
南地域包括支援センター

地域包括支援センターは、包括的支援事業その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設です。